

## <報道発表資料>

---

令和6年6月4日

### 臨時的任用教員の採用事務における誤りについて

令和6年3月に行った臨時的任用教員の採用事務において、教員免許状の確認を怠り、免許未取得の者を4月1日付けで採用していたことが判明しました。

当該教員については、令和6年5月31日付けで採用を無効としました。

今後、再発防止に向け事務処理のチェック強化等に取り組みます。

#### 1 誤った採用の内容

(1) 地域・校種・職名 北部地区・県立特別支援学校・教諭

(2) 発 令 期 間 令和6年4月1日から令和6年9月30日

#### 2 原因

現任校の学校長及び県立学校人事課の担当者が、採用に関する書類について、教育職員免許状取得見込証明書の内容を確認したものの、教員免許状の確認を怠ったため。

#### 3 今後の対応

(1) 教員免許状の確認方法を改めて見直し、適正な事務処理について徹底する。

(2) 採用時に必要な書類及び確認すべき項目を整理したチェックリストを改めて見直し、確実にチェックすることを徹底する。

※ 当該教員が担当していた授業は、教員免許を有する教員と複数で実施しており、適切な指導が行われていたため、補充の授業等を行わない。